○農林水産省告示第千七百八十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十九の規定に基づき、平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号（アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年五月三十一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

四の㈡のイの㈠中「オレゴン州」を「アイダホ州、オレゴン州」に改める。

五の㈢中「アーリーガーネット種、ガーネット種、スウィートハート種、チュレーン種、ツラーレ種、バン種、ビング種、ブルックス種、ラピン種、ランバート種、レーニア種及びロイヤルレーニア種のさくらんぼ」を「アメリカ合衆国植物防疫機関が次の要件を満たしたくん蒸方法による効果を確認して指定した大きさを超えるよう選果されたさくらんぼ」に改め、同㈢のアの表三の項中「四十八グラム」の下に「又は五十六グラム」を加え、同表四の項中「六十四グラム」の下に「又は七十二グラム」を加える。

○農林水産省告示第千七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月三十一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字上中村六一の一八、六一の二〇、六一の二六、六一の二七、六一の三〇から六一の三三まで、設楽町津具字簀ノ子二八の一五から二八の一七まで、二八の三七、字箱渕一の二、一の六六

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町東納庫字大野山二の二九三、字スミ川口一〇の一、一〇の二、一一、一二の一、一二の二、一三の二、一三の三、一四の一、一四の二、一五、一七の一、一七の二、四三の二、四五の一、字岩クラ一の二、二の二、二の三、四の二、四の三、五、九の一、二三、二八の二、二九、字岩タケ五の三、五の九、三八の一、三八の三、五の一・五の六・五の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、田峯字段戸一の一八、一の一二〇、一の一三二、一の一三四から一の一三六まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一三七、一の一三九から一の一四二まで、一の一四五から一の一五〇まで、一の一五六、一の一五七、一の一五九、一の一六一から一の一六五まで、平山字御堂ノ後一五の一、一五の六から一五の八まで、西納庫字井ノ口二二の二三〇、二二の二三一、二二の二九四、二二の三一八、津具字井ノ口一の二、一の三八、一の三九、字高笹三の三一、豊邦字持行司一の二三、一の二四、一の三三、字神谷沢六の三、一八、一九、二六、字豊詰七二の六（国有林。次の図に示す部分に限る。）、七二の七（国有林）、四の一、四の二、六二の二、六二の三、七二の一（次の図に示す部分に限る。）、七二の二、七二の三、字沢戸四の一、字後地七〇から七二まで、豊根村三沢字宝四一（次の図に示す部分に限る。）、字井戸沢一の二、二、三、三の一、三の二、一三、一四、一四の一、一五、一六、一六の一、一八から二〇まで、字宮下四九の二、五〇の二、下黒川字下々四六の四、四六の六八から四六の七二まで、富山字押出二九の二、二九の六、二九・二九の一・二九の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字瀬戸三四、三四の一、三四の二、三四の六、三四の七、三四の一六から三四の一八まで、三四の二〇、上黒川字貝込三一の二、三一の七、坂宇場字中野二三の三、二四、字二継橋二六の八、二七の四、二七の三四、二七の三五、字上中村六一の一、字下中村三四の二二（国有林）、三四の一一、三四の一三、三四の二一、東栄町大字振草字古戸長尾一の一、一の一四、三の一、三の一二、大字三輪字戸頭露七〇の二（次の図に示す部分に限る。）、七一、七二の一、七三、七四、八一、八二、八五、大字御園字坂場一〇九の八、字大野一一一の九、一一一の一三、一一三、一二〇の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月三十一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十年十一月九日農林水産省告示第千六百六十七号（一に係るものに限る。）、昭和六十二年七月十七日農林水産省告示第九百四十二号（三に係るものに限る。）、平成元年四月十五日農林水産省告示第五百四十六号（三に係るものに限る。）、平成二年三月十四日農林水産省告示第三百七十五号、平成二年八月三十日農林水産省告示第千百三十五号、平成三年九月十七日農林水産省告示第千百九十九号（四に係るものに限る。）、平成六年九月十三日農林水産省告示第千二百八十四号、平成七年十一月七日農林水産省告示第千七百四十二号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月三十一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月三十一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備